

万が一の場合にも相続預金が払い出せる新型定期預金

家族あんしん定期預金

相続発生時に、予めご指定いただいた方に、
ご指定されたご預金を（最高300万円）
お支払いします！

一般的に、相続が開始されると、その方の預金は相続手続きが
終わるまで、例えご家族であっても引き出せなくなってしまいます。
「ご自身がなくなった後、葬儀費用や生活費で、残ったご家族に
負担をかけたくない。」と心配されているお客様の悩みを
「家族あんしん定期預金」は、解決いたします。
定期預金契約時に法定（推定）相続人よりお一人を選んでいただき、
300万円を上限に、相続開始と同時に預金の贈与が行われる
よう契約を結びます。これにより残されたご家族は、葬儀費用や
当面の生活費を速やかに確保することができます！



- ・対象者 個人の方
- ・預入期間 【1年もの】自動継続・利払型のみ
- ・預入金額 お客様1人1口座限定 300万円以内
- ・利率 スーパー定期1年もの 店頭表示金利
- ・預金保険 この商品は預金保険制度の適用対象です。
- ・課税 お利息は、一律20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
（本商品はマル優のご利用はできません。）
- ・手数料 本定期預金は契約時に5,400円（消費税込）の手数料がかかります。
- ・契約 300万円を上限に、相続開始と同時に預金の贈与が行われるよう定期預金契約者と
受贈予定者と当金庫の三者で契約を結びます。
- ・必要書類 定期預金契約者と受贈予定者のご実印と印鑑証明書（3ヶ月以内）
受贈予定者が法定（推定）相続人であることの確認ができる戸籍謄本

詳しくは、店頭窓口までお気軽にご相談ください

SHONAN

湘南しんきん